

医療と福祉

2018年度 介護報酬改定について

— 甘い言葉にご用心 —

長崎県保険医協会 会長 本田孝也

今年4月に6年振りとなる診療報酬・介護報酬の同時改定が行われました。

ますます複雑化する報酬体系改定のポイントを解説し、また利用者にとどのような影響があるかもあわせて紹介します。



すっかり定着した感のある地域包括ケアシステムというネーミング。介

地域包括 ケアシステム

2018年度は医療保険の診療報酬改定と重なり、「医療から介護へ」「施設から在宅へ」という大きな流れの中での改定となりました（図1）。

2018年度介護報酬改定が目指すのは、団塊の世代が75歳以上となる2025年。国民一人ひとりが状態に応じた適切なサービスを受けられるように、質が高く効率的な提供体制の整備を推進するとされています。改定率は+0.54%と決定しました。

い医療難民、介護難民が

どこかに皺寄せが来ます。既に適切な医療・介護サービスを受けられない

目指すのは「どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制の整備」とされています。大変すばらしい目標ですが、裏を返せば理想と現実の差が見えてきます。高齢化は着実に進んでいくのに対し、社会保障費の伸びは年々抑制されていきます。必然的に、

護保険だけでなく、医療保険、生活支援、介護予防と幅広い制度を包括したシステムです。



◆発行◆
医療と福祉を考える
長崎懇談会
◆連絡先◆
長崎市恵美須町2-3
長崎県保険医協会
TEL095-825-3829
FAX095-825-3893

主な記事

- 介護報酬改定について 1面
- 甘い言葉にご用心 1面
- 介護保険法改正・介護報酬改定 2面
- 利用者にもたらす影響 3面
- 障害者福祉サービス等報酬改定 4面
- 市民の声で核兵器廃絶を 5面
- リレー投稿 片山健太・薫子 6面

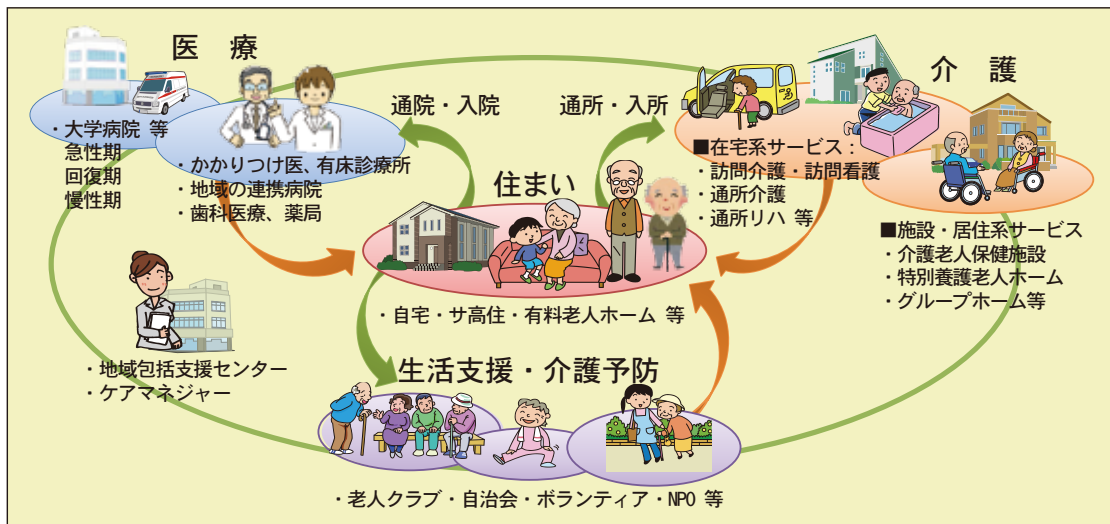
図1 2018年度介護報酬改定の概要

○団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、2018年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。
2018年度介護報酬改定 **改定率：+0.54%**

- I 地域包括ケアシステムの推進**
■中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備
- II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現**
■介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現
- III 多様な人材の確保と生産性の向上**
■人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進
- IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保**
■介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

社会問題となつていきます。その原因は、強引な病床削減、入院期間の短縮です。「今月いっぱい

図2 地域包括ケアシステムのイメージ図



で退院して「転院ではなく自宅に帰ってください」と言われ、途方にくれる患者さ

んの声をしばしば聞くようになってきました。今回の改定では、重度の在宅要介護者や、居

宅系サービス利用者、特別養護老人ホーム入居者の医療ニーズへの対応、医療・介護の役割分担と連携の推進が計られましたが、まだまだ全く不十分と言わざるを得ません。理想は天国、現実には地獄。甘い言葉に惑わされてはなりません（図2）。

介護医療院の創設

今回の改定で、医療と介護の複合的ニーズに対応するために介護医療院が創設されました。介護医療院は、これまでの介護療養型病床に相当するものです。療養型病床の歴史は古く、1993年に創設された療養型病床群に遡ります。2000年に介護保険法が施行されるのと同時に療養病床が一般病床から分離しました。介護保険から給付される介護療養病床は2006年には12・2万床ありましたが、同年の医療制度改革において、2018年度末までに全廃することが決定しました。しかし、医療団体、患者団体の粘り強い廃止反対運動により経過措置による延長を繰り返し、今回も2024年度末まで廃止が延長されました。

	H18 (2006). 3月	H24 (2011). 3月	H27 (2015). 3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床	6.3万床
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床	27.7万床
合計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

図3 療養病床数の推移（厚生労働省試料より作成）

た。しかし、介護療養病床は2015年には6・3万床まで減少していません（図3）。これに代わる施設が介護医療院です。

質の高いサービスと制度の持続可能性

今回の改定だけでなく、最近の医療制度、介護制度の中でしばしば用い

られる用語に「効率化」「適正化」があります。「効率化」「適正化」すなわち「費用の削減」です。高齢化に伴い、医療・介護の需要が増加するのに対して費用を削減すれば、どうしてもサービスの低下につながります。「質の高い」という言葉の裏側には「質の低下」の存在があることに注意する必要があります。「制度の持続可能性」は社会保障費削減、給付制限の免罪符として使われる用語です。例年になく複雑となった今回の改定、構想と現実が乖離しないように注意深く見守っていききたいと思えます。



2018年度介護保険法改正、 介護報酬改定が利用者に もたらす影響

多世代共生型複合施設 戸町ふくし村
相良 陽二



今回の報酬改定は、団塊の世代が75歳以上になる2025年へ向けた最後の「医療・介護・障害福祉同時改定」として、

医療・介護システム全体を見直す枠組みの中で実施され、「医療保険から介護保険へ」「介護保険から自立へ」の流れが明確になっています。

保険料の引き上げ

まず介護保険料の見直し。長崎市では基準額が6083円から6800円に引き上げられます。また利用料では、今年8月から所得に応じて利用料が3割になる制度が導入



されます。

ヘルパー生活援助に 厳しい抑制

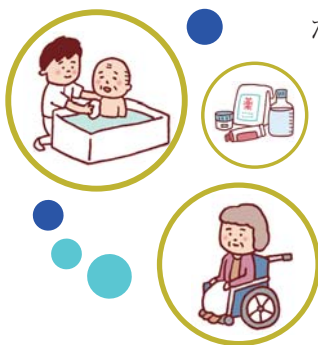
保険財政を理由に、軽度者の保険外し、重度者介護への負担強化が進められます。利用者が多く事業所も多いデイサービスとホームヘルパーには（特に軽度者）厳しい抑制がかかります。ヘルパーの生活援助は月の利用回数に縛りを設け、頻回利用の必要があるときは市に届け出て判断を受ける制度が導入されました。

デイサービスとヘルパー事業所は基本報酬を引き下げられ、人手不足に加えた経営難で事業廃止も危惧されます。

自治体への無言の 圧力

また国は、全国の自治体を競わせる制度も導入。介護認定率や一人あたりの給付費、医療費等を全国平均と比較して、平均値を下回れば評価して財政支援、その逆であればペナルティが課せられます。これは自治体への無言の圧力となり、無理な利用抑制につながりかねません。

高齢者が増えるからと、医療や介護を利用しにくくするというのでは、利用できない人が増やし、介護予防に逆行して、本末転倒の結果を招くのではないのでしょうか。



ひろがる子どもの支援のとりくみ

子どもの貧困に対する支援の機運が高まっています。そのひとつとして、昨年12月に「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin長崎」が長崎市内で開催され、先進的なとりくみを行うNPO法人代表の記念講演のあと、3つの分科会で、子どもの貧困と子ども食堂の現状、運営する際の課題克服、サポートする人たちの連携について情報・意見交流が行われました。

また、今年1月には大村市で「子どもの貧困対策 全国キャラバンin長崎」（主催：公益財団法人あすのば）が開催され、園田大村市長や柿田佐世保こども・女性・

障害者支援センター所長、小西長崎大学准教授らが「今、長崎の対策に必要なことは？」とのテーマで語り合いました。

そして3月には、県内で初めて子どもの貧困調査を実施した大村市が結果を発表。「生活困窮世帯」が15.6%であり、その世帯の子どもは自己肯定感が低い傾向があるなどの実態が浮かび上がりました。

さらに、3月の県議会で県として初めて「子どもの貧困」調査を行うことを県知事が表明。報道によると、2018年度中にも実施される見通しで、結果が注目されます。

2018年度障害福祉サービス 等報酬改定における改定内容

長崎市・障害者支援施設セントピア学園

吉岡 健仁

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定は

良くても現状維持との予想に反し、0・47%のプラスとなりました。今回の改定では各サービスの報酬のあり方や改正障害者総合支援法に係る対応等が検討されました。その基となったのは2017年障害福祉サービス等経営実態調査結果（有効回答率51・6%）で、概観すると、収支差率の大きかった就労系や放課後等デイサービスは減額傾向、グループホームは微減、入所系は微増となっています。新たなサービスをいくつか上げてみます。

をいくつか上げてみます。



自立生活と 高齢障害者への支援

【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安のある就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、3年を上限として就労定着支援員が定着のための支援を行います。

【日中サービス支援型 共同生活援助】

障害の重度化・高齢化に伴い常時の支援体制を

確保することを基本としますが、他の日中活動サービスを利用することも可能です。ひとつの建物への入居を20名（10名×2ユニット・夜勤者2名）までとし、5名以内の短期入所の併設を必須とするものです。



また、高齢障害者の65歳問題を受けて、介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所が相互に乗り入れ、利用できる共生型サービスが設けられています。

基本報酬の見直し

既存のサービス事業の主な見直しでは一律の単価設定となっていた就労継続支援A型・B型及び放課後等デイサービスの基本報酬について報酬区分が設けられました。具

体的にはA型は平均労働時間、B型は利用者に支払う平均工賃額、また、放課後等デイサービスについては、利用者の状態やサービス提供時間に応じた報酬となつていきます。

送迎加算については、2012年の加算設定時と比べて燃費は向上しているとの理由で減額となりました。ただし、生活介護で2人での手厚い支援を要する場合は倍増しています。

相談支援の モニタリングは倍増

計画相談支援・障害児相談支援については、モニタリングの実施標準期間が状態の変わりやすい居宅介護利用者については3カ月毎に1回、障害者支援施設入所者は6カ月毎に1回と各々倍増しています。また、サービ

スの質の標準化を図る観点から一人の相談支援専門員が担当する月の標準担当件数は35件としています。実施日に関し、支援施設は今年度、それ以外は来年度からとなっています。

支援施設の重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件については、強度行動障害支援者養成研修の受講が2017年度末までと定められていたが、1年間の経過措置が認められました。関連して、この加算は支援施設が行う生活介護以外の生活介護事業所にも適用されることとなりました。

その他、利用者への影響が大きいショートステイは原則180日までと制限され、また、食事提供加算は食事提供の実態調査を行った上でその在り方を検討することとなり、次回の報酬改定まで延期されました。

市民の声で核兵器廃絶を

ICANのフィン事務局長来崎と
長崎のヒバクシャ国際署名の運動について

(二財)長崎原爆被災者協議会 柿田 富美枝

日本政府の核兵器禁止 条約参加を訴える

ノーベル平和賞を受賞したICANのベアトリクス・フィン事務局長は長

崎大学の招きで来日し、1月13日(土)長崎原爆資料館ホールでおこなわれた長崎大学主催の



活発な意見が交わされたパネル討論

「ノーベル平和賞受賞記念 特別市民セミナー

『核兵器禁止条約をどう活かすか』ナガサキからのメッセージ」に出席しました。

パネル討論ではフィン氏と朝長万左男・核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員長、川崎哲 ICAN 国際運営委員、今西清治 外務省軍縮不拡散・科学部軍縮管理軍縮課長がパネリストで参加しました。

フィン氏は、核兵器の非人道性を訴え続けた被爆者の証言活動を高く評価し、「被爆者なくして核兵器禁止条約は生まれなかった」と語り、被爆者に謝意を表しました。また、「核兵器の脅威をどの国よりも



多くの市民が集った会場

知っている日本は核の傘に入るのではなく、核廃絶のリーダーになってください。」と述べました。

会場では高校生から被爆者まで次々に質問が出て、熱気あふれるセミナーとなりました。外務省へ「なぜ核禁止条約に参加しないのか」「オプザバーでも良いので会議に参加すべきではないか」「核の傘と唯一の被爆国は矛盾するのではないか」などの質問が相次ぎました。

フィン氏は市民社会が声を上げることの重要性を述べ、草の根での取り組みを広げ、核禁止条約

に日本政府が参加するよう迫っていきこうと訴えました。

広がる国際署名の輪

日本では全国で被爆者が訴える国際署名に取り組んでいます。2020年秋までに世界で数億の署名を集め、核兵器廃絶の市民の声で禁止条約を作ろうというものです。

長崎では「ヒバクシャ国際署名をすすめる長崎県民の会」が被爆者5団体の呼びかけで2016年9月に結成されました。2020年秋までに

長崎県内での署名の目標は50万人で、2018年4月末現在28万人を超えました。

毎月1回の街頭宣伝に2016年12月、田上富久・長崎市長、2017年4月には中村法道・長崎県知事、2017年9月には園田裕史・大村市長が参加し、市民と一緒に核兵器廃絶を訴えました。

県内22の自治体首長のうち、佐世保市を除く21首長が賛同署名にサインしています。各自治体で署名用紙を役所の窓口を設置、広報紙やホームページでの呼びかけ、さまざまな団体、地域での取り組みが広がってきています。



自治体首長が参加した署名活動の様子
(上段：中村県知事、下段：田上長崎市長)

長崎を最後の被爆地にするため、市民の力で政府に働きかけていきたいと思います。ぜひご協力をお願いします。

リレー投稿

誰でも来られる自由な場所

こどものたまり場

大人のはなす場 “かつちえて”

自然の暮らしの学校 てつなぐ 片山健太・薫子



“自然と暮らしの学校 てつなぐ” (以下「てつなぐ」) は、夫婦2人で運営する小さな団体です。主な活動として、「こどものたまり場・大人のはなす場 “かつちえて”」(以下「かつちえて」という、参加費無料、親の申込不要、プログラムもタイム



みんなが集まり、それぞれの時間を過ごす大広間

スケジュールもない、誰でも来られる自由な「たまり場」を開催しています。いつ来て、いつ帰ってもよく、遊ぶも自由、遊ばないも自由で、何をしてもいいのは来た人それぞれが自分で決めます。学区制限、年齢制限もなく(0歳〜200歳までOK)、障碍の有無も問いません。色んな人がごちゃ混ぜになって、それぞれが自分のペースで同じ時間を過ごす、そんな自由なみんなのたまり場です。

私たちは夫婦は、以前は自然体験教育や山村留学を主催する団体の職員として働いていました。自然の中で仲間と共に過ごす経験はとても素晴らし



上:かつちえての看板 下:代表の片山夫妻

く、参加すること私たちにも沢山の大切なことを教えてもらいました。しかし、キャンプや山村留学に参加するには当然参加費や、親の署名の入った申込書が必要であり、開催場所に行くまでには、車か公共交通機関の利用が必要でした。つまり子どもたちは、親の同意や応援がなければ、参加することはできませんでした。また、「親が行かせたいから」という理由でキャンプに来ていたり子や、習い事や塾、宿題に追われ、毎日忙しく過ごしている子どもたちとも出会いました。

こに来ることを決められて、自由にのんびりと過ごせる場所、安心してほっと一息できる場所が、(山の中ではなく自分で歩いて行ける場所である)地域にあればいいのに:そんな想いから設立した団体が「てつなぐ」であり、「たまり場・かつちえて」です。現在は月に10日程度、平日の放課後と土曜日に開放しており、年間延べ人数で2400人程が足を運んでくれています。2年ほど前からは月に一度、こども食堂も始めました。団体の運営は、私たちの活動を応援してくださる全国の方々からの寄付金や物品寄付、講演会での講演料等によって成り立っています。最近では、寄付付き商品のごいの販売も始めました。たまり場を開いてもうすぐ3年が経とうとしています。こどもたちと日々を重ねる中で実感することは、地域の中に、「あそこに行く」と安心できるな」「何かあった時はあそこに行こう」と思える場所が一つでもあることが大切だということです。これからも、かつちえてに集ってくださる人たちと、ささやかな何気ない日常を積み重ねていきたいと思っています。

問い合わせ先 自然と暮らしの学校 てつなぐ (片山) 〒850-0821 長崎市高平町15-1 電話 090-8391-9644 メール tetsunagull110@gmail.com F B 自然と暮らしの学校 てつなぐ